

土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドラインの適用フロー

関東地方整備局発注の情報共有システムを
活用する全ての工事・業務

・すでに公告済みで令和5年4月1日以降に
契約する工事・業務

・今後、公告する工事・業務

情報共有システム活用
ガイドラインの指示
〔別添 3〕

入札公告時の特記仕様書に記載
〔別添 2〕

土木工事・業務の情報共有システム活用
ガイドライン（令和5年3月版）を適用